令和８年度

早飛沢地区

災害関連緊急治山業務委託

ＲＣ１１２４Ｂ８１１

特　記　仕　様　書

令和８年１１月

山本地域振興局農林部

１．委託業務等共通仕様書の適用

本業務の施行にあたっては、「秋田県委託業務共通仕様書（令和８年１０月１日以降適用)」（以下、「共通仕様書」という）に基づき実施しなければならない。

２．共通仕様書に対する特記事項

共通仕様書に対する特記事項は、次のとおりとする。

第１編　共　通　編

第１章　総　　則

第１節　業務概要

本業務は、災害関連緊急治山事業 早飛沢地区の工事実施に利用するため、測量業務・設計業務を行うものである。

第２節　業務の場所

本業務の実施位置は、山本郡藤里町藤琴字早飛沢地内で別添位置図に示すとおりである。

第３節　業務の完成期日

令和９年２月２６日

第４節　打合せ等

業務着手時、業務の主要な区切り及び業務完了時において行う打合せ時期については、調査職員の指示する日又は業務担当者が必要とする日に行うものとする。打合せにおいて指示又は承認した事項は本仕様書と同等の効力を有するものとする。

第２章　業 務 内 容

第１節　設計条件

１．本業務の設計に関しては「治山技術基準〔林野庁〕」の各編、「林道技術基準〔林野庁〕」を優先して適用する。他の図書を適用する場合は調査職員の指示を受けるものとする。

２．設計作業に適用又は準用する参考文献等は、共通仕様書によるほか、調査職員の指示によるものとする。

第２節　測量業務・設計業務内容

１．本業務における測量業務・設計業務の内容は下記のとおりとする。

①渓間工測量業務

１）踏査選点

２）中心線測量

３）縦断測量

４）構造物計画位置横断測量

５）平面図作成

②渓間工設計業務

１）設計計画

２）現地踏査

３）基本事項検討

４）施設設計

５）数量計算

６）照査

７）設計説明書等作成

③現地状況・施設計画写真

１）撮影

第３章　成　果　物

第１節　電子納品

１．電子納品の方法

作成した成果物の電子データは電子媒体（CD-R）で提出すること。

２．電子納品に係る調査

発注者が電子納品に係る調査を行う場合、受注者は調査に協力するものとする。

第２節　成果物の提出

１．提出すべき成果物は、次のとおり

①秋田県設計業務等共通仕様書 第１０編 治山編 表３－３「成果物一覧」によるものとする。

②測量野帳　原本１部

２．成果物数

成果物数は電子データ２部（正副）、紙媒体１部とする。

３．成果物の納入場所は山本地域振興局農林部森づくり推進課とする。

第３節　検査

１．受注者は成果物の検査を受ける場合、あらかじめ成果物及びその他の関係資料を準備して責任者を立ち会わせなければならない。

２．検査にあたり必要な機器類は発注者が準備し、検査員が閲覧を希望する書類の検索・閲覧を行うための機器操作は受注者が行うことを原則とする。

３．受注者の都合で検査に必要なソフトウェアを準備する場合には、機器類を含めて用意することができるものとする。

第４章　その他

１．上記各項で不明の事項等が生じた場合は、発注者と協議すること。

２．その他、作業にあたり、疑義が生じた場合は調査職員と協議の上実施すること。

令和８年度

早飛沢地区

災害関連緊急治山業務委託

ＲＣ１１２４Ｂ８１１

現　場　説　明　書

［ 条件明示］

令和８年１１月

山本地域振興局農林部

現場説明書（条件明示）

業務の実施にあたっては、秋田県委託業務共通仕様書その他指定された図書を参考とし、かつ以下の事項について業務の条件とします。

第１編　共　通　編
第１章　基　準　等

第１節　参考図書

設計図書の外に提示する「参考図書」については、入札参加者の迅速な見積りに対しての資料として提示するもので、委託契約上拘束するものではないので留意して下さい。

第２節　積算基準

委託費の積算は、以下の積算基準に基づき実施しています。

（１）　森林整備保全調査等業務標準積算基準書〔秋田県農林水産部〕
（令和8年10月1日以降適用)

（２）　森林整備保全事業の調査・測量・設計及び計画業務に係る積算要領〔林野庁〕
（治山林道必携 調査・測量・設計編（発行：（一社）日本治山治水協会・日本林道協会）（令和8年版）

第２編　現場説明事項
第１章　条 件 明 示

第１節　工程関係

１．関係機関との協議事項
特になし

２．他調査との関連事項
特になし

第２節　立入関係

現地立入りの際は、調査職員及び藤里町役場農林課と連絡調整を行うこと。

第３節　打合せ回数

打合せは着手前、中間、最終の３回とするほか、調査職員の指示する日、または業務担当者が必要とする日に行うこととします。

第４節　成果物の部分引き渡し

令和８年度の発注工事に使用するため、令和９年１月２９日までに「成果物の部分引き渡し」をおこなうものとします。

なお、部分引き渡しの内容等については、業務着手時に双方で協議の上決定します。